

刑事科目 第1問

会員番号 ar

※ 添削オプションをご利用の方は、必ず、会員番号を記入してから、スキャンしてください。

【設問1】

1. 乙がPTA役員会において事例のように発言したことを以て、刑法230条(下、法令名称略)に規定する名誉毀損罪が成立するかを検討する。その要件は、①公然性、②事実の指示、③人の名誉の毀損、④故意である。

2. ①について、公然性とは、不特定または多数の人が認識できる状態をいう。そして、事実指示の直接の相手方が特定少数人であっても、その相手方を通じて不特定または多数の人に伝わる可能性がある場合、公然性は認められる。

本問において、乙の発言の相手方は、PTA役員会出席者/年々々人という特定少数人であるものの、その中には、A高校の校長が含まれており、A高校の代表者という立場の者から不特定または多数の人に伝わる可能性は高いとされる。したがって、公然性要件は充たす。

3. ②について、事実の指示とは、人の社会的評価を低下させるような具体的事実を告げることをいう。本問において、丙はA高校の教員であり、教員が生徒を殴るという事実は、教員としての適性を疑わせるような事実である。したがって、乙の発言は、丙の社会的評価を低下させるような具体的事実を告げるものであり、要件②は充たす。

4. ③について、「人」は特定されている必要がある。本問において、丙は「2年生の数学を担当する教員」と発言しており、かつ、A高校2年生の数学を担当する教員は丙だけであることから、²¹乙の発言は、丙の名誉を毀損するものである。したがって、要件③は充たす。

5. ④について、故意とは、構成要件該当事実の認識・認容をいう。本問において、乙は、上記①～③の事実を認識したうえで発言を行っていることから、要件④は充たす。

6. 以上より、全ての要件を充たしたため、乙は、名誉毀損罪が成立する。

【設問2】

注釈の一覧 :mese2-2（名前記載あり）.pdf

ページ:1

番号:1 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 17:33:27
と解する。

番号:2 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 17:34:11
「代表者であること」がなぜ伝播可能性に繋がるのでしょうか。ここが事実の評価の部分です。出題の趣旨も確認して検討ください。

番号:3 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 17:35:24
「名誉」の「毀損」が抜けているところです。全ての要件を検討下さい。

(1)

1. 甲の罪責について、不作為による殺人未遂罪(199条・203条)が成立するとの立場から検討する。作為と不作為との同価値性から、その要件は、①作為義務違反、~~②作為と不作為の同価値性~~、③結果不発生、④故意である。

2. ①について、作為義務を認定するに当たっては、先行行為、保護の引受け、排他的支配等を総合的に考慮する。

本問において、甲は乙に大丈夫と声をかけたところ、乙により乙の意識を取り戻して立ち上がり、再度崖の下で転倒して意識を失っている。このことから、甲の声かけによって乙が崖下に転落するおそれが生じているといえ、先行行為は認められる。

また、山通脇の駐車場には、街灯がなく、乗車や人の出入りがほとんどないこと、乙が転倒した場所は、草木に覆われており、山通脇の駐車場から倒れている乙は見えなかったことから、甲の甲が乙を認識している状態にあったこと、排他的支配は認められる。

そして、甲の声かけによって、~~乙は~~乙はそのよりな場所に位置することになったのであるから、保護の引受けも認められる。

このことから、甲は、乙を乙の自動車に連れていく等、乙が崖下に転落することを防止する義務があったにもかかわらず、それを履行しなかった。

そして、作為義務違反には、作為可能性・容易性を求められるところ、本問において、[事例2]のとおり、上記義務を履行することは可能かつ容易であった。したがって、作為義務違反があったといえ、要件①を満たす。

3. ③について、乙は死亡しているから、要件③を満たす。

4. ④について、殺人未遂罪においては、~~殺意~~殺意が求められるところ、本問において、甲は、乙が転倒した場所のすぐそばに崖を築いており、崖下の右端に乙が転落する

危険があることを認識していたのであるから、乙が死する危険があることを認識・認容
していたといえ、要件③を充たす。

5. 以上より、全ての要件を充たすため、甲には不作為による殺人未遂罪が成立する。

(2)

1. 不作為による殺人未遂罪と保護責任者遺棄等罪(218条)の区別については、

★(1)で示した要件を前提に、故意の有無によって判断する。

2. この点、検討すると、甲は(1)要件の下に於ける事実を認識しており、は
たしかに乙が死する危険があることを認識・認容しているもの、~~乙が被害~~乙が重
創を受けた時点で乙の怪我の程度は軽傷であり、その怪我により乙が死する危険
は存したことからすると、甲の認識した危険は抽象的危険に過ぎる
ものであり、故意を認定するには至らないものである。よって、要件③を充たさない。

3. よって、不作為による殺人未遂罪は成立しない。この反論を述べこ外なき。

「説明3」

1. まずは実行行為性について検討する。本問において、甲は丁を乙と誤認しており、
親である甲の認識上、甲は丁を救助する義務を負っている。しかし、
実際に倒れているのは乙ではなく丁である。そこで、行為者である甲の認識
上は未遂犯が成立するようであるが、未遂犯の成立に必要な結果発生現実的
危険性が認められないとして、未遂犯が成立せず、不能犯となるか問題
となる。

結果発生現実的危険性の有無については、行為時に一般人が認識しえる事情を
もとに判断する。

本問において、丁の体格や着衣が乙に似ていること、同駐車場には乙の自動車
が駐車されていること、夜間で同駐車場には街灯が点く暗いことから、

1 甲のするが一般人においても、丁を乙と認識している状況にあり、したがって、結果発
2 生の現実的危険性はあったといえる。以上より、実行行為性は認められる

3 1. 次は故意について検討する。甲は、乙を救助しようとしたと認識しているが、
4 実際は倒れているのは丁であった。このように客体の錯誤については、~~故意~~
5 認識事実と犯罪事実の構成要件的评价として符合する限度で故意が認め
6 られる。

7 本問において、認識事実と犯罪事実ともに殺人未遂罪について認められ、
8 したがって故意は認められる。

9 3. よって甲には殺人未遂罪(199条-203条)が成立する、と反論することは出来
10 ない。

以上